

会議名	(仮称) 市民参画条例策定委員会グループ会議 火曜日グループ (要旨)		
日時	平成19年2月6日 (火) 午後7時～9時	場所	市役所東館7階 701会議室
出席者	火曜日グループ 5名 (麻生、小田、佐々木、古川、米田)		
	職員 1名 (和田)		
内 容			
<p>1. 今後のグループ会議の進め方について</p> <p>6つの論点を3回で議論できるように進めていく。</p> <p>論点1、2 → 2月グループ会議で議論</p> <p>論点3、4 → 3月グループ会議で議論</p> <p>論点5、6 → 4月グループ会議で議論</p> <p>☆ 論点をキーワード的にまとめていく</p> <p>2. 論点1について</p> <p>◎西宮市の特色</p> <p>(1) 野球の聖地「甲子園球場」を始めとするスポーツ施設が充実したまち</p> <p>(2) 山、川、海、平野などの良好な自然環境と温暖な気候に恵まれたまち</p> <p>(3) 「教育・学習の充実と文化の振興」を基調とする個性豊かな住宅都市</p> <p>これらの特色をより質の高いものへと充実発展させるとともに、潜在している問題点も改善しなければならない。</p> <p>◎市民が願うこと</p> <p>(1) 市民の声がもっと市政に届くまちにしたい</p> <p>(2) 市民の力を市政に活かして欲しい</p> <p>(3) 市民は市の政策立案から参加したい</p> <p>(4) 情報が共有できるまちにしたい</p> <p>(5) 市は市民の権利を守り、市民はルールを守り義務を果たすまちにしたい</p>			

◎条例制定への市民の想い

「まちづくりの主役は市民である」との信念のもとで、市民参画と協働を市民の身近なものにするためには、これらについて、わかりやすいルールや利用しやすい仕組み、更には評価システムも定めて欲しい。この条例を制定することにより、1人でも多くの私たち市民が市とともに考え行動して「誰もが住みたい、住み続けたいまち 西宮」の実現をより一層推進してゆきたい。

3. 論点2について

1. 参画と協働

(1) 用語の定義

参画とは 市の政策立案、実施、評価に至るまで市民が自己の意見を反映させるため、発言や提案等により決定に関与することをいう。

協働とは 市と市民がそれぞれの果たすべき役割と責任を自覚して行動し、信頼関係を構築しつつ相互に補完することをいう。

(2) 参画と協働の基本原則

参 画

- ① すべての市民は参画の権利を有し、その機会は平等に与えられる。
- ② 市は市民が持つ知識、経験、感性等を尊重する。
- ③ 市は市民の真摯な意見に迅速かつ的確に対応すると共に、施策に反映させるよう努める。

協 働

市と市民は対等の立場でお互いの役割を理解して連携しながら行動し、相乗効果をめざす。

2. 情報共有

(1) 「市が持っている情報は市民のものである」ことを基本にして、市は保有する情報を市民に提供し市民との情報共有に努める。

(2) 情報は多岐にわたるため、市民それぞれに情報の必要内容度合いが異なる。必要とする市民には詳細な情報が伝わるような仕組みを作る。

(3) 個人情報の保護に留意する。

(4) 情報提供のため次の手段を活用する。

- ① 市の広報誌
- ② テレビ・ラジオ・一般紙
- ③ 市のホームページ
- ④ 市民説明会
- ⑤ 市民講座等

4. 今後の予定

- | | | | |
|------------|-------|----------|---------------|
| (1) 全体会議 | 平成19年 | 2月24日(土) | 午後6時30分～9時30分 |
| (2) 運営委員会 | 平成19年 | 2月10日(土) | 午後6時～8時 |
| (3) グループ会議 | 平成19年 | 3月6日(火) | 午後7時～9時 |